

函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の 手続に関する規程

(平成29年1月26日農業委員会規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）および農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、函館市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱の手続に関し必要な事項を定める。

(推進委員の要件)

第2条 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進委員を委嘱する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は推進委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年函館市条例第15号。次号において「条例」という。）第2条第2号に掲げる暴力団員
- (4) 条例第6条に規定する暴力団員等および暴力団関係事業者と密接な関係を有する者

(推進委員の候補者の推薦の求めおよび推進委員の募集等)

第3条 農業委員会は、推進委員を委嘱しようとするときは、法第19条第1項の規定に基づき、次条に規定する推進委員が担当する区域を単位として、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者（第6条第1項において「農業者等」という。）に対し推進委員の候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集（以下「募集」という。）をしなければならない。

- 2 前項の推進委員の候補者の推薦の求めおよび募集は、農業委員会が定めた日から当該農業委員会が定めた日から起算して28日までの間行う。
- 3 農業委員会は、推進委員の候補者の推薦を受けた者（以下「被推薦者」という。）および募集に応募した者（以下「応募者」という。）の総数が推進委員の定数に満たないときその他農業委員会が必要と認めるときは、前項に規定する期間の延長その他の必要な措置を講ずることができる。
- 4 第2条および前各項に規定するもののほか、推進委員の候補者の推薦の求めおよび募集をするために必要な情報は、インターネットおよび市が発行する広報紙の利用その他の適切な方法であらかじめ市民等に周知しなければならない。

（担当区域およびその定数）

第4条 推進委員が担当する区域および当該区域の推進委員の定数は、別表のとおりとする。

（推薦申込書および応募申込書の提出）

第5条 推進委員の候補者を推薦し、または募集に応募しようとする者は、省令第11条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申込書に当該被推薦者または募集に応募する者の運転免許証その他の身分を証明する書類の写しを添えて、農業委員会に提出しなければならない。

(1) 農業者その他の関係者が個人で推進委員の候補者を推薦するとき
函館市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書（個人推薦用）

（別記第1号様式）

(2) 農業者が組織する団体その他の関係者が推進委員の候補者を推薦するとき
函館市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書（団体推薦用）（別記第2号様式）

(3) 募集に応募するとき
函館市農地利用最適化推進委員応募申込書
（別記第3号様式）

（被推薦者および応募者に関する情報の公表）

第6条 農業委員会は、法第19条第2項の規定に基づき、第3条第2項が規定する農業委員会が定めた日から当該農業委員会が定めた日から起算して14日までの間に推進委員の候補者を推薦した農業者等（次項および第13条第1項において「推薦者」という。）および被推薦者ならびに応募者の省令第12条第1号に掲げる事項を公表しなければならない。

2 農業委員会は、法第19条第2項の規定に基づき、推進委員の候補者の推薦の求めおよび募集を終了したときは、推薦者および被推薦者ならびに応募者の省令第12条第2号に掲げる事項を公表しなければならない。

3 農業委員会は、前2項に規定する公表をインターネットの利用その他の適切な方法で遅滞なく行わなければならない。

（農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の設置）

第7条 農業委員会は、推進委員の候補者を選考しようとするときは、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。この場合において、選考委員会を置く期間は、推進委員の候補者の推薦の求めおよび募集を終了したときから推進委員の候補者の選考が終了するまでの間とする。

（選考委員会の組織）

第8条 前条に規定する選考委員会の委員は、農業委員会の委員をもって充てるものとする。

（委員長および副委員長）

第9条 選考委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は農業委員会の会長をもって充て、副委員長は農業委員会の会長職務代理者をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（選考委員会の会議）

第10条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、選考委員会の会議の議長となる。
- 3 選考委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 選考委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。
- 5 選考委員会の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 選考委員会の会議は、非公開とする。
- 7 選考委員会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長は、必要があると認めるときは、選考委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(選考委員会の庶務)

第12条 選考委員会の庶務は、農業委員会事務局農地課において処理する。

(推進委員の決定等)

第13条 農業委員会は、選考委員会における推進委員の候補者の選考結果を踏まえ、農業委員会総会で推進委員を委嘱する者を決定し、推薦者および当該被推薦者ならびに応募者に通知しなければならない。

- 2 農業委員会は、前項の推進委員を委嘱することを決定した者（次条において「決定者」という。）をインターネットの利用その他の適切な方法で速やかに公表しなければならない。

(推進委員の委嘱)

第14条 農業委員会は、前条第2項に規定する決定者に速やかに推進委員を委嘱しなければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が農業委員会総会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 1 2 月 1 9 日函館市農業委員会規程第 3 号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

担当区域	詳細な担当区域（農地所在町）	定数
東部地区	紅葉山町，庵原町，東畑町，鉄山町，蛾眉野町，根崎町，高松町，志海苔町，瀬戸川町，赤坂町，銭亀町，中野町，新湊町，石倉町，古川町，豊原町，石崎町，鶴野町，白石町および小安町	4人
中央部地区	田家町，柏木町，深堀町，湯浜町，湯川町3丁目，戸倉町，花園町，日吉町1丁目，日吉町2丁目，日吉町3丁目，日吉町4丁目，上野町，高丘町，滝沢町，見晴町，鈴蘭丘町，上湯川町，銅山町，旭岡町，鱒川町，寅沢町，亀尾町，米原町，中道2丁目，山の手2丁目，山の手3丁目，本通1丁目，本通3丁目，本通4丁目，鍛冶2丁目，陣川町，神山町，神山1丁目，神山3丁目，東山町，東山1丁目，東山2丁目，東山3丁目，赤川町および亀田港町	2人
北部地区	富岡町2丁目，美原3丁目，美原4丁目，美原5丁目，亀田中野町，北美原1丁目，北美原3丁目，石川町，桔梗町，桔梗1丁目，桔梗2丁目，桔梗3丁目，桔梗4丁目，桔梗5丁目，西桔梗町，昭和町，昭和2丁目，昭和3丁目および昭和4丁目	2人